



2021年5月21日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福岡 美朝
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

更正処分に対する不服申立てについて

当社は、2021年2月9日付け「2021年3月期第3四半期累計期間における過年度法人税等の計上および2021年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表いたしました下記事項について、2021年3月1日、広島国税局（広島西税務署）より、更正処分を受け、追徴税額を納付いたしました。

当社といたしましては、これまで法令に従い適正な税務処理を行ってきたものと認識しておりますので、本日、広島国税局へ当該更正処分に対する不服申立手続を開始しましたことをお知らせいたします。

記

1. 過年度法人税等の計上について

2019年8月より行われていた広島国税局の調査において、この度、当社および当社米国の子会社に対して提起された米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所における集団訴訟等について、当社が原告等との間で行った和解に基づき支払った和解金の相当部分につき、当社米国の子会社が支払うべきものであったとの当局の見解に基づき、課税処分が行われる見込みとなりました。（当該和解については、2017年9月14日付「米国集団訴訟等の和解に関するお知らせ」をご参照ください。）

当社といたしましては、これまで法令に従い適正な税務処理を行ってきたものと認識しております。従って、当社は、この更正通知書を受領した段階で税額を一旦納付した上で、当該更正処分に対して不服申立てを行う予定であります。

以 上